

[本文へ](#)[Foreign language](#)[読み上げ](#)[ふりがな](#)[背景色](#)[白](#)[黒](#)[文字サイズ](#)[標準](#)[拡大](#)[くらし](#)[しごと](#)[市政](#)[キーワードから探す](#)

現在位置 [トップページ](#) > [しごと](#) > [入札・契約](#) > [調達公告](#) > [プロポーザル](#) > 公募型プロポーザル方式による事業者選定の実施(例規システム)

## 公募型プロポーザル方式による事業者選定の実施(例規システム)

### 公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施します

安来市では、例規システムについて公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施します。参加を希望される事業者は、以下の募集要項を参照のうえ、参加申請をしていただきますようお願いいたします。

- [例規システム募集要項 \(PDF : 243KB\)](#)
- [例規システム募集要項様式集 \(Word : 16.8KB\)](#)
- [例規システム募集要項様式集 \(PDF : 144KB\)](#)
- [例規システム仕様書 \(PDF : 198KB\)](#)
- [採点表 \(PDF : 50.7KB\)](#)

### 例規システム事業者選定に係る質問と回答

[質問及び回答 \(PDF : 38.7KB\)](#)

### 選定結果について

公募型プロポーザル方式により、受託者を募集し、審査を行った結果、下記のとおり優先交渉権者を決定しました。

- 優先交渉権者：株式会社ぎょうせい

### 選定までの経緯

- 平成30年10月9日：手続き開始の広告、募集要項等をホームページで公表
- 平成30年10月19日：参加表明書提出期限
- 平成30年10月22日：1次審査（参加資格の書面審査）
- 平成30年10月26日：提案書提出期限
- 平成30年11月9日：2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- 平成30年11月15日：優先交渉権者の決定及び結果通知

### 選定方法

安来市例規集データベースシステムの構築及び更新等に関する業務委託事業者選定委員会（委員数9名）を設置し、同委員会設置規程に基づき、参加事業者から提出された提案書等の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い選定しました。

## 選定基準の審査項目と配点

- 県内実績件数：3点
- 全国実績件数：3点
- 例規検索機能：5点
- 例規立案機能：10点
- 法令検索機能：5点
- 判例検索機能：5点
- 例規整備情報提供：10点
- 外部公開機能：5点
- 関連機能：30点
- 法制相談体制：10点
- 操作サポート体制：5点
- その他：4点
- 導入コスト：5点
- 合計100点

## 審査結果

参加事業者数：2

[審査結果 \(PDF:33.3KB\)](#)

### このページに関するお問い合わせ

#### 総務部総務課

郵便番号：692-8686

住所：島根県安来市安来町878-2（安来庁舎）

電話：0854-23-3015

ファックス：0854-23-3152

メールアドレス：soumu@city.yasugi.shimane.jp

（メールアドレスの「@」は半角「@」に書き換えてください。）

[このサイトについて](#)

[著作権・リンク](#)

[個人情報の取扱い](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

## 安来市役所（安来庁舎）

住所：〒692-8686 島根県安来市安来町878-2

電話：0854-23-3000（代表）

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日は除く）

法人番号：1000020322067

[庁舎案内](#)

[電話番号一覧](#)

安来市例規集データベースシステムの構築  
及びデータ更新等に関する業務

公募型プロポーザル 審査結果

大項目	配点	小項目	配点	株式会社ぎょうせい	A社
導入実績	6	県内実績	3	3.00	1.00
		全国実績	3	3.00	2.00
基本機能	40	例規検索	5	3.86	3.86
		例規立案	10	8.71	8.86
		法令検索	5	3.86	4.14
		判例検索	5	3.00	4.71
		例規整備	10	8.29	8.57
		外部公開	5	5.00	5.00
関連機能	30	基本機能に付随する 法制執務に有用な 機能	30	25.00	25.71
サポート	15	法制相談体制	10	7.86	7.57
		操作サポート体制	5	3.86	4.71
その他	4	上記以外の点で 評価すべき点	4	1.57	0.86
コスト	5	見積額	5	0.00	0.00
合計			100	77.00	77.00
			順位	1	2
			備考	優先交渉権者	次点

※ 合計点数が同点となったため、選定委員会設置規程の規定により、議長たる審査委員長の採点結果をもって順位を決定した。